

## 【多胎の妊婦健診費用助成について】

令和 8 年 4 月～

令和 4 年 4 月以降、多胎を妊娠され、医療機関、助産所で妊婦健診を受診される場合、1 冊目の補助券に追加して、胎児 2 人目以降、胎児 1 人につき上限 25,000 円の妊婦健診の補助を行うものです。

対 象：大和高田市に妊婦健康診査受診日当日に、住民登録または外国人登録がある方で、多胎を妊娠されている方

使い方：奈良県内の委託医療機関、助産所で妊婦健診を受診される場合、

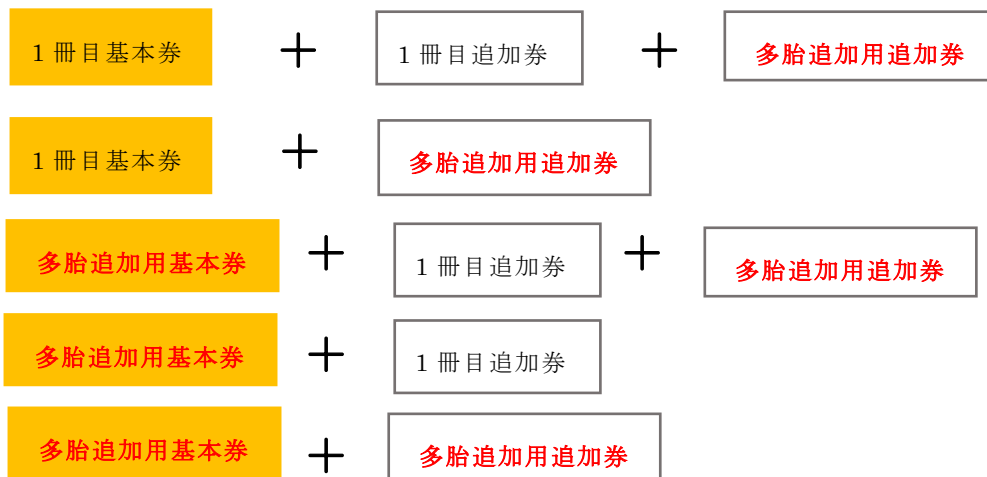
健診 1 回につき、基本券を 1 枚、白色の追加券は、必要時枚数を追加して使用できます。白色の追加券のみの使用はできませんので、ご注意ください。

大和高田市妊婦健診補助券の利用と同じ方法で使用し、1 冊目の妊婦健診補助券の基本券、追加券どちらかをすべて使用した後に、**多胎追加**をご利用ください。

### 注意事項と医療機関・助産所の方へのお願い

- 多胎用の補助券は、**多胎追加**という赤い印鑑が押してあります。
- 1 冊目の妊婦健診補助券と**多胎追加**の補助券との併用は可能です。

例)



- 多胎追加用の補助券は、基本券 3 枚、追加券 7 枚（25,000 円分）を交付（R4.4～）します。ただし、個々の健診状況で、多胎追加分の基本券と追加券のみ、差し替えをすることができます。多胎追加用の基本券または追加券のどちらかが不足する場合には、事前に大和高田市役所こども家庭課へお電話ください。

多胎追加用  
基本券



多胎追加用  
追加券

例) 多胎追加分 基本券 4 枚と追加券 6 枚  
基本券 5 枚と追加券 5 枚 等

- 妊娠の有無についての診察、保険適応での診察、入院中、出産後の健診に利用できません。
- 転出された場合は、できるだけ早く転出先で妊婦健康診査の補助の手続きをしてください。手続きが遅れると、補助を受けられない場合もあります。

本市での転出日等ご不明時は、大和高田市役所こども家庭課へお電話ください。

《問い合わせ先》 大和高田市役所 2 階 こども家庭課（母子保健担当）

〒635-8511 大和高田市大中 98-4

TEL 0745-22-1101（代表番号）

